

向日市行財政改善方策を策定

—効率的な行財政運営を目指す—

市では、このほど効率的な行財政運営を推進するための指針として、「向日市行財政改善方策」を策定しました。これは、昨年10月、向日市行財政改善審議会（会長 田畑要京都学園大学教授）から受けた「行財政改善の基本的方策について」の答申に基づき、今後おおむね3か年間に市が取り組む行財政の改善のための方針を示したものです。

向日市は、昭和50年に地方財政危機が叫ばれて以来、事務事業の縮減を実施するとともに、昭和55年には「向日市財政健全化計画」を策定し、別表のとおり財政の自主的な健全化を進めてきました。

しかし、本市の行政を取り巻く環境は、国の行政改革に伴う国庫補助負担率の削減や法人市民税の減収などにより、市財政を増やしていき、極めて苦しい状況に立たされています。しかも、今日の社会情勢は、様々な分野で成熟化が進み、高齢化・情報化・国際化へと変動し、行政需要は、増々多様化・高度化をきたしています。さらには、急激な円高による景気

の低迷など、経済面での新たな課題も抱えています。このような状況の中で、市民の期待に応え、21世紀へ躍進する個性豊かなまちづくりを進めていくためには、現行の組織、制度、施策等を思い切って見直し、簡素で効率的な行政を実現しなければなりません。本市が進めている行政改革は、

行財政改善方策

①都市環境や生活周辺の整備を計画的に実施するとともに、自然環境を保全し、住みよいまちづくりを進める。

②文化の香り高い都市として発展するため教育環境を整え、文化施策のより一層の充実を図る。

③産業の活性化に努めるとともに、高齢化社会の進行に伴う高齢者の生きがいや高み、福祉と健康を守る施策を進める。

④この本市まちづくり施策の課題に積極的に対応し得るよう、行政能力を身につけることであり、「最少の経費で最大の市民福祉を

図ることを基本」とし、行政の在り方、その担うべき役割について市民の皆様とともに再検討し、計画的に効率的な行財政改善を推進しようとするものです。

このことから、昭和60年8月に市民の代表からなる行財政改善審議会を設置し、1年2か月をかけた審議の結果を昨年10月に答申を受けました。この改善方針については、その趣旨を十分に

尊重する中で取りまとめたものであり、次の3項目を行財政改善の基本方針としています。

(1) 行政需要に即応する簡素で効率的な行財政運営の確立

(2) 市民サービスの向上

(3) 市民と行政との相互信頼の確立

また、この方策は、おおむね3か年の期間に実現又は結論を出すべき事項をあげておりましたが、基本方針をふまえ、市民の皆様をはじめ関係方面の理解と協力を得て、計画的な実行に努めるものです。

長年勤めた会社や役所等を退職して、現在国民健康保険に加入しており、厚生年金、共済年金等の被用者年金のうち、老齢又は退職を交付事由とする年金を受給できる人で、それらに加入していた期間を合わせる20年以上、又は40歳以降10年以上の期間がある人が該当します。

退職者医療の該当者は届け出を

その方の収入により生計を維持されている家族は、その被扶養者となります。これらに該当する人が、お医者さんで支払う一部負担金は、退職者被保険者本人の通院・入院が2割、被扶養者の通院3割・入院2割となっています。

なお老人保健法の規定による医療が受けられる人は対象になりません。

◎お問い合わせ 市民課 内線2116

国民年金が昨年4月に全面改正されました。このため、以前から国民年金に任意加入している20歳から59歳の方で、次の①～④にあてはまる方は、加入種別の変更が必要となります。

① 厚生年金・共済年金の老齢(通算)年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者

② 厚生年金・共済年金の障害年金の受給者とその配偶者

③ 遺族年金の受給者

④ 厚生年金・共済年金の老齢(退職)年金受給者の配偶者

◎お問い合わせ 市民課 内線2118

住所を変更されたとき、及び職場の健康保険をやめたとき、加入したときなどは保険証や印鑑等を持って必ず14日以内に届け出てください。

国民年金が昨年4月に全面改正されました。このため、以前から国民年金に任意加入している20歳から59歳の方で、次の①～④にあてはまる方は、加入種別の変更が必要となります。

① 厚生年金・共済年金の老齢(通算)年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者

② 厚生年金・共済年金の障害年金の受給者とその配偶者

国民年金が昨年4月に全面改正されました。このため、以前から国民年金に任意加入している20歳から59歳の方で、次の①～④にあてはまる方は、加入種別の変更が必要となります。

国民年金のお知らせ

国民年金が昨年4月に全面改正されました。このため、以前から国民年金に任意加入している20歳から59歳の方で、次の①～④にあてはまる方は、加入種別の変更が必要となります。

① 厚生年金・共済年金の老齢(通算)年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者

② 厚生年金・共済年金の障害年金の受給者とその配偶者

③ 遺族年金の受給者

④ 厚生年金・共済年金の老齢(退職)年金受給者の配偶者

◎お問い合わせ 市民課 内線2118

住所を変更されたとき、及び職場の健康保険をやめたとき、加入したときなどは保険証や印鑑等を持って必ず14日以内に届け出てください。

国民年金が昨年4月に全面改正されました。このため、以前から国民年金に任意加入している20歳から59歳の方で、次の①～④にあてはまる方は、加入種別の変更が必要となります。

① 厚生年金・共済年金の老齢(通算)年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者

② 厚生年金・共済年金の障害年金の受給者とその配偶者

③ 遺族年金の受給者

④ 厚生年金・共済年金の老齢(退職)年金受給者の配偶者

◎お問い合わせ 市民課 内線2118

年度	項目	内容
昭和55年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和56年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和57年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和58年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和59年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和60年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和61年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化
昭和62年度	1. 給与の適正化	● 給与の適正化

年度	項目	内容
昭和55年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和56年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和57年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和58年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和59年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和60年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和61年度	2. 経費削減	● 経費削減
昭和62年度	2. 経費削減	● 経費削減

交通災害共済 出張受付のお知らせ

2月2日から昭和62年度の交通災害共済の加入申込みを市役所で受け付けていますが、2月26日から次の日程で出張受け付けをします。掛金は、1人3300円(365円のうち35円を市が補助)です。

現在加入されている方の

共済期間は、昭和62年3月31日までです。62年度も引き続き加入手続きをお忘れなく近くの公民館などでお申込みください。

▼出張受付日程 2月26日 物集女公民館 27日 寺戸公民館 3月2日 森木公民館 3日 寺戸コミュニ

固定資産課税 台帳の縦覧

昭和62年度分の固定資産課税台帳の縦覧を、3月2日から20日までの間(日曜・土曜日の午後を除く)に、税務課固定資産課税係で行います。

固定資産課税制度は、市税である固定資産税を納税する人のために、固定資産

2、OA化の推進

(1) 全庁的な統一のもとで、ワード・プロセッサ、パーソナル・コンピュータなどのOA機器を積極的に活用し、事務処理の近代化を推進する。

(2) 長期的視点に立った全庁的な推進体制を早期に整備する。

(3) 個人情報保護することと

6、補助金等の適正化

(1) 補助金等については、より効果的な運用を図るため、検討を行い、適正化に努める。

(2) 民間などの創意と活力に委ねる方が、より大きな行政効果が得られると判断できるものについては積極的に民間委託を進める。

3、組織機構の適正化

(1) 環境変化に的確に対応できる簡素で柔軟な組織機構に再編する。

(2) 縦割り組織の弊害を除去し、組織が一体となってその機能を発揮するため総合調整機能の充実・強化を図る。

(3) 新たな行政需要に弾力的な対応ができるよう、既存の組織機能の横断的活用と第三セクターなどの検討を進める。

(4) スタラップ・アンド・ピルドを原則として組織機構の肥大化、細分化を抑制する。

5、民間委託の推進

(1) 民間などの創意と活力に委ねる方が、より大きな行政効果が得られると判断できるものについては積極的に民間委託を進める。

(2) 民間などの創意と活力に委ねる方が、より大きな行政効果が得られると判断できるものについては積極的に民間委託を進める。

4、役割分担の明確化

(1) 国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直し都市の実態に見合った財源の配分を国に要請する

(2) 行政として負うべき役割を明確にし、市民サービスの向上に努めるとともに、市民の自治意識の高揚と自治活動の推進を図る。

8、財政運営の適正化

(1) 財政構造の健全化を図るため、効率的な財政運営に努める。

(2) 中・長期的展望に立った財政運営の確立に努める

9、職員給与・人事管理の適正化

(1) 職員給与については、給与決定の原則にもとづき適正化を図るとともに、財政需要に見合った適正な定員管理を行う。

(2) 職員の能力開発をより一層推進する。

7、受益者負担の適正化

(1) 使用料・手数料等については、受益者負担の原則のもとに、負担の適正化に努める。

所得税確定申告無料相談

税理士による所得税の確定申告についての「無料相談」を次のとおり行います。

▷日時 2月18日(水)～20日(金)、23日(月)～26日(木)
3月2日(月)～6日(金)

※時間は、いずれも午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

▷場所 京都信用金庫向日支店 2階 コミュニティホール 電話934-0011

ご利用ください 一技能修得資金・就職助成金

中学校等を卒業し、就職又は技能修得の道に進まれる方に支度金や資金を支給するもので、経済的な理由により進学を断念し、就職又は入所される方を対象とします。

◆技能修得資金
▷対象 市内在住の方で、世帯の自立更生のため技能修得施設(職業訓練校、各種実技学校等)に入所される方
▷支給額 (1)技能修得資金…月額2万4000円以内
(2)入所支度金…入所年度1回限り5万5000円以内

◆就職助成金
▷対象 中学校等を卒業して就職する方
※市内在住で、卒業・修了後1か月以内に就職する方
▷支給額 5万5000円以内
▷申込み期限 昭和62年3月7日(土)
▷申込み・お問い合わせ 社会課内線345

所得税の還付申告書を提出される方へ

◎ 申告書は、できるだけ2月中に提出してください。3月になりますと、税務署では事務が大変こみあいますので、支払いが遅くなります。

◎ 還付金の受取は、便利な「預金口座振込」をご利用ください。預金口座への振込は、あなた(申告書に記載の氏名)の口座に限られますので、預金通帳により金融機関名・口座番号・氏名を確認してください。

◎ 還付金の通知書が届かないことがありますので、申告書の住所欄には、必ずアパート名・棟号・番号等をくわしく記入してください。